



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日 (火)
第 9089 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	関西広域連合の公平委員会の事務の受託の廃止 (132) (広域連携課) 2 生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (133) (福祉監査指導課) 2 鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金の廃止 (134) (障がい福祉課) 3 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (135) (医療政策課) 3 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定の一部改正 (136) (〃) 3 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定の 一部改正 (137) (〃) 4 とっとりバイオフロンティアの利用料金 (138) (産業振興課) 4 国土調査の成果の認証 (139) (農地・水保全課) 7 公共測量の終了 (140) (県土総務課) 8 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (141) (治山砂防課) 8 土砂災害警戒区域の指定の変更 (4 件) (142~145) (〃) 9 土砂災害特別警戒区域の指定 (146) (〃) 11 土砂災害特別警戒区域の指定の変更 (3 件) (147~149) (〃) 11 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (150) (〃) 12 開発行為に関する工事の完了 (151) (西部総合事務所生活環境局) 13 鳥取県立むきばんだ史跡公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (152) (教育委員会事務局むきばんだ史跡公園) 13
◇ 教委告示	鳥取県指定無形文化財の指定等の解除 (4) (文化財課) 13
◇ 内水面漁 管委告示	平成31年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (2) 14
◇ 雑 報	平成31年度危険物取扱者及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) 14

告 示

鳥取県告示第132号

関西広域連合の公平委員会の事務の委託を、平成31年3月31日限り廃止するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

関西広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約は、同日限り廃止する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
サポートハウス 米子株式会社	米子市永江301	ヘルパーステーション サポートきずな	米子市永江301	訪問介護	平成31年1月 31日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長 山152-1	介護老人保健施設寿楽 荘通所リハビリテ ーション事業所	西伯郡伯耆町長山 152-1	通所リハビリテ ーション	平成31年2月 1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長 山152-1	介護老人保健施設寿楽 荘	西伯郡伯耆町長山 152-1	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成31年2月 1日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
株式会社フォー リーフクローバ ーズ	米子市上福原五丁目1 -16	ケアプランよつば	米子市上福原五丁目1- 16	平成31年1月 1日

4 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	休止年月日
サポートハウス 米子株式会社	米子市永江301	ヘルパーステーションサ ポートきずな	米子市永江301	平成31年1月 31日

鳥取県告示第134号

平成26年鳥取県告示第220号（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金について）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第135号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
1 規則第1条に規定する病院等 (1)～(4) 略 (5) 県が精神科救急医療施設として指定する病院((1)、(2)及び(4)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)	1 規則第1条に規定する病院等 (1)～(4) 略 (5) 県が精神科救急医療施設として指定する病院((1)、(2)及び(4)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人勤誠会米子病院</td> <td>米子市日原319-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人勤誠会米子病院</td> <td>米子市日原319-1</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">皆生病院</td> <td style="border: 2px solid black;">米子市新開四丁目5-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	皆生病院	米子市新開四丁目5-1	略	
名称	所在地																		
略																			
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1																		
略																			
名称	所在地																		
略																			
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1																		
皆生病院	米子市新開四丁目5-1																		
略																			
(6) 略 2～4 略	(6) 略 2～4 略																		

附 則

この告示は、平成31年3月26日から施行する。

鳥取県告示第136号

平成22年鳥取県告示第42号（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定について）の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
1～4 略 5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から4までに掲げるものを除く。）	1～4 略 5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から4までに掲げるものを除く。）								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略	
名称	所在地								
略									
名称	所在地								
略									

<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>医療法人勤誠会米子病院</td> <td>米子市日原319-1</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>6 略</p>	略		医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	略		<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>医療法人勤誠会米子病院</td> <td>米子市日原319-1</td> </tr> <tr> <td>皆生病院</td> <td>米子市新開四丁目5-1</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>6 略</p>	略		医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	皆生病院	米子市新開四丁目5-1	略	
略															
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1														
略															
略															
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1														
皆生病院	米子市新開四丁目5-1														
略															

附 則

この告示は、平成31年3月26日から施行する。

鳥取県告示第137号

平成25年鳥取県告示第297号(鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定について)の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																															
<p>1～4 略</p> <p>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院(1から4までに掲げるものを除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定病院等</th> <th rowspan="2">特定診療科</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>医療法人勤誠会 米子病院</td> <td>米子市日原 319-1</td> <td>〃</td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </tbody> </table>	指定病院等		特定診療科	名称	所在地	略			医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原 319-1	〃	略			<p>1～4 略</p> <p>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院(1から4までに掲げるものを除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定病院等</th> <th rowspan="2">特定診療科</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>医療法人勤誠会 米子病院</td> <td>米子市日原 319-1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>皆生病院</td> <td>米子市新開 四丁目5-1</td> <td>〃</td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </tbody> </table>	指定病院等		特定診療科	名称	所在地	略			医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原 319-1	〃	皆生病院	米子市新開 四丁目5-1	〃	略		
指定病院等		特定診療科																														
名称	所在地																															
略																																
医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原 319-1	〃																														
略																																
指定病院等		特定診療科																														
名称	所在地																															
略																																
医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原 319-1	〃																														
皆生病院	米子市新開 四丁目5-1	〃																														
略																																

附 則

この告示は、平成31年3月26日から施行する。

鳥取県告示第138号

とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第46号)第13条第2項の規定に基づき、とっとりバイオフィロンティアの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第256号(とっとりバイオフィロンティアの利用料金について)は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料等

ア 実験室等

区分		利用料	
オープンラボ		1室1月につき	306,020円
実験室	311、312	1室1月につき	53,580円
	313、314	1室1月につき	55,290円
動物飼育室	321、322、323、324	1室1月につき	15,050円
居室	301、302	1室1月につき	28,600円
	303、304	1室1月につき	29,450円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 2 実験室等の使用に係る電気代及び水道代の実費を別途徴収するものとする。
- 3 動物飼育室において、実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等を行う場合は、1ケージ1日につき40円を別途徴収する。この場合において、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

イ 研修室

区分	利用料	冷暖房料
研修室	1時間につき 252円	1時間につき 78円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房を使用したときは、利用料の額に冷暖房料を加算するものとする。

(2) 設備利用料

ア 研修室

区分	利用料
プロジェクター	1時間につき 470円
スクリーン	1時間につき 100円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

イ 開放機器

区分		利用料	
別記1に掲げる設備	機器を個別に使用する場合	1機器(CO2インキュベーターにあっては1区画)1時間につき	110円
	一般機器を一括して使用する場合	1日につき	1,020円
	全機器を一括して使用する場合	1日につき	3,080円
別記2に掲げる設備		1区画1日につき	110円
別記3に掲げる設備		1機器1日につき	110円
別記4に掲げる設備		1機器1日につき	220円

備考

- 1 利用料が1時間当たりで計算される場合について、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間

に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 利用料が1日当たりで計算される場合について、1日は午前9時から起算するものとし、利用期間が

1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成31年3月18日

(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

別記1

1 一般機器

クリーンベンチ

安全キャビネット

ドラフトチャンバー

オートクレーブ

小型冷却遠心機

大型遠心分離機

遺伝子導入装置

倒立型蛍光顕微鏡

実体顕微鏡

生物顕微鏡

オールインワン顕微鏡

ゲル撮影装置

微量サンプル計測設備

PCRマシン

分光光度計

蛍光実体顕微鏡

実験用器具自動洗浄機

CO₂インキュベーター（区画ごとの貸出しを行うもの）

2 専門機器

リアルタイムPCR

パラフィン包埋ブロック作製装置

マイクローム

遺伝子抽出装置

感染防止対策用クリオスタット

プレートリーダー

マイクロダイセクション

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

小型動物麻酔器

動物組織固定装置

密閉式自動固定包埋装置

バイオサンプル粉碎装置

全自動万能型回転マイクローム

パラフィン伸展器

インキュベータ顕微鏡

超遠心分離機

血液生化学分析機

多検体サンプル粉砕器
 発光ライブセルイメージングシステム
 培養細胞リアルタイム発光計測装置
 化学発光・蛍光検出機
 超音波サンプル粉砕器
 セルアナライザ
 高感度冷却 CCD カメラ
 プログラムフリーザー

別記 2

薬用冷蔵ショーケース
 薬用保冷庫
 超低温フリーザ
 薬品冷蔵庫
 細胞保存用液体窒素タンク
 薬品保冷庫
 大腸菌培養用インキュベーター

別記 3

冷却小型振とう培養器
 冷却大型振とう培養器
 乾熱滅菌乾燥機
 パラフィン溶融器

別記 4

CO₂ インキュベーター (別記 1 に掲げるもの以外のもの)

鳥取県告示第139号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成28年度及び平成29年度	鳥取市(気高町郡家、睦逢、山宮及び鹿野町宮方の各一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町郡家、睦逢、山宮及び鹿野町宮方の各一部	平成31年3月26日
〃	〃	鳥取市(用瀬町古用瀬の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町古用瀬の一部	〃
〃	〃	鳥取市(河原町釜口の一部分)の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町釜口の一部	〃
米子市	平成26年度及び平成27年度	米子市(富益町の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	〃
〃	平成27年度及び平成28年度	〃	〃	〃

東伯郡三朝町	平成27年度から 平成29年度まで	三朝町（大字田代の一部 20153136401）の地籍 図及び地籍簿	三朝町大字田代の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字穴鴨の一部 20153136402）の地籍 図及び地籍簿	三朝町大字穴鴨の一部	〃
日野郡日南町	平成23年度から 平成26年度まで	日南町（阿毘縁の一部 [20113140109、 20113140110]）の地籍 図及び地籍簿	日南町阿毘縁の一部	〃
〃	平成24年度から 平成28年度まで	日南町（阿毘縁の一部 [20123140107、 20123140108]）の地籍 図及び地籍簿	〃	〃
〃	平成25年度から 平成28年度まで	日南町（阿毘縁の一部 [20133140102、 20133140103]）の地籍 図及び地籍簿	〃	〃
〃	平成25年度から 平成29年度まで	日南町（神福の一部 [20133140105、 20133140106]）の地籍 図及び地籍簿	日南町神福の一部	〃
〃	〃	日南町（河上の一部 [20133140108]）の地籍 図及び地籍簿	日南町河上の一部	〃
〃	平成26年度から 平成29年度まで	日南町（茶屋の一部 [20143140102]）の地籍 図及び地籍簿	日南町茶屋の一部	〃
東伯郡琴浦町	平成28年度及び 平成29年度	琴浦町（大字竹内の一 部）の地籍図及び地籍 簿	琴浦町大字竹内の一部	〃

鳥取県告示第140号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県立公文書館長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、東伯郡琴浦町及び西伯郡南部町
- 3 終了年月日 平成31年3月13日

鳥取県告示第141号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

福井地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和49年鳥取県告示第353号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）及び平成元年鳥取県告示第460号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定された区域を除く。）

土 地	標 柱
米子市淀江町福頼字平ノ前8	1号
米子市淀江町福頼字三吉場117-1	2号
米子市淀江町福井字梨子ノ木谷286-1	3号
米子市淀江町福井字村上屋敷218	4号
米子市淀江町福井字狐平281	5号
米子市淀江町福井字村上屋敷231	6号
米子市淀江町福井字地藏谷247-5	7号
米子市淀江町福井字池端202	8号
米子市淀江町福井字池端202-1	9号
米子市淀江町福井字池端206-1	10号
米子市淀江町福頼字平ノ前6	11号

鳥取県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

深谷川（I-1-2-16-3）、棚谷川（I-1-2-16-63）、清水北谷川（I-1-2-16-101）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

みどり町1地区（I-人工33）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
白石右谷川（I-2-20-19-14）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
東公文地区（I-834）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
三朝町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
山田1地区（I-739）、坂本2地区（I-775）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
山田1地区（I-739）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
みどり町1地区（I-人工33）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
東公文地区（I-834）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
坂本2地区（I-775）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
深谷川（I-1-2-16-3）、棚谷川（I-1-2-16-63）、清水北谷川（I-1-2-16-101）

鳥取県告示第151号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成31年2月21日 鳥取県指令第201800316453号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字高松前
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市高松町360
足立 延大、足立 いつか

鳥取県告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
公益財団法人鳥取県教育文化財団
- 2 委託の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第4号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の指定及び当該鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

平成31年3月26日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者			解除年月日
	氏名	住所	特徴	

陶芸	山本 英二	倉吉市不入岡	1 美しい曲線を描く外観の壺の表面に、茜色を中心とした色彩変化の諧調を特徴とし、芸術上特に価値の高い製作を行っている。 2 器形や色彩の造形、表現を模索する創作姿勢は工芸史上において重要な位置を占めている。	平成31年2月24日
----	-------	--------	--	------------

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成31年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成31年3月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	816千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	120千850尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	〃	150千尾
			溪流魚	〃	63千尾
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	48千尾
				産卵床の造成	1,200平方メートル
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	産卵床の造成	3箇所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	〃	2,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな及びあまご（さつきますを含む。）の合計を指す。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって平成31年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって平成31年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成31年3月26日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種、丙種	平成31年（2019年）6月16日（日）午前10時から	書面申請	平成31年4月12日（金）から同月26日（金）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	平成31年4月9日（火）午前9時から同月23日（火）午後5時まで	
第2回	〃	平成31年（2019年）6月23日（日）午前10時から	書面申請	平成31年4月12日（金）から同月26日（金）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	平成31年4月9日（火）午前9時から同月23日（火）午後5時まで	
第3回	〃	平成31年（2019年）10月20日（日）午前10時から	書面申請	平成31年（2019年）8月19日（月）から同年9月2日（月）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	平成31年（2019年）8月16日（金）午前9時から同月30日（金）午後5時まで	
第4回	〃	平成31年（2019年）10月27日（日）午前10時から	書面申請	平成31年（2019年）8月19日（月）から同年9月2日（月）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成31年（2019年）8月16日（金）午前9時から同月30日（金）午後5時まで	
第5回	乙種	平成32年（2020年）2月9日（日）午前10時から	書面申請	平成31年（2019年）12月6日（金）から同月20日（金）まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉体育文化会館、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	平成31年（2019年）12月3日（火）午前9時から同月17日（火）午後5時まで	
第6回	乙種（4類に限る。）	平成32年（2020年）3月15日（日）午前10時から	書面申請	平成32年（2020年）1月20日（月）から同年2月3日（月）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	平成32年（2020年）1月17日（金）午前9時から同月31日（金）午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種	平成31年（2019年）7月28日（日）午前9時30分から	書面申請	平成31年（2019年）5月24日（金）から同年6月7日（金）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	平成31年（2019年）5月21日（火）午前9時から同年6月4日（火）午後5時まで	

第 2 回	”	平成31年（2019年）11月24日	書面申請	平成31年（2019年）9月13日（金）から同月27日（金）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
		（日）午前9時30分から	電子申請	平成31年（2019年）9月10日（火）午前9時から同月24日（火）午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）

米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者

ア 甲種 6,500円

イ 乙種 4,500円

ウ 丙種 3,600円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,700円

イ 乙種 3,800円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389（平日午前9時から午後5時まで）

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）（平日午前9時から午後5時まで）

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。